

「JAC 映像制作ガイドライン」

～5 団体「広告制作ガイドライン」補完版～

このガイドラインは、JAA・JAAA・JAC・OAC・I.C.E.の 5 団体で策定した「広告制作ガイドライン」に映像制作領域のルールを補完するものです。
制作会社と切り離すことができない協力会社・フリースタッフとの取引、社員・フリースタッフも含めた制作スケジュールや稼働時間など適正な現場環境の構築とより良い業務進行のための一助としてください。

2025 年 10 月 1 日

一般社団法人日本アド・コンテンツ制作協会

第1章 制作会社-協力会社・フリーランス間の取引

1. 発注書の事前交付

制作会社は下請代金支払遅延等防止法（下請法）とフリーランス保護法を遵守し、透明性の高い公正な取引を行うこと目的として、業務内容、契約期間、金額、支払日などを明記した発注書を事前に交付し、納品完了後は遅延なきよう支払い期日内に下請代金やギャランティを支払う。

2. 値引き要求・支払い遅延の禁止等

下請法で禁止されている、不当な代金の減額、支払遅延等の行為を一切行わない。

また、発注時に合意した下請代金は、下請事業者に責任がある事由がない限り減額しないものとする。

さらに、内閣官房・公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日）を踏まえた行動を採り、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化に取り組むものとする。

3. キャンセル時の取り決め

・納品を伴う業務委託

キャンセル決定日までに進行した作業の対価を精算。

納品予定の残作業についてはキャンセル料を誠実に協議のうえ支払う。

・役務・技術提供を伴う業務委託

7 日前～当日のキャンセル：発注金額の 100%

8 日前～14 日前のキャンセル：発注金額の 50～80%を目安

ただし、天災地変その他いずれの当事者の責によらない緊急事態が発生した場合には、協力会社・フリーランススタッフと誠実に協議し、個別に対応策を決定する。

第2章 制作のルール

1. 制作スケジュール

プロセスマネジメントハンドブック（PMH）の活用

広告制作の標準的なプロセスを理解し、効率的な進行を図るために、PMH を参考にする。

制作スケジュール基本ルールの遵守

- ・プロセスマネジメントハンドブック（PMH）をもとに、企画・撮影準備・撮影・編集などの制作期間を十分に確保する。
- ・環境負荷低減のための準備や、サステナブルな方法を検討・採用するための準備期間を十分に確保する。
- ・企画提案、演出コンテ提案、PPM などの提案日は、休日明け初日の実施は避ける。
- ・オフライン編集、オンライン編集での修正は修正内容や修正回数、その時期などを PPM で確定し、それ以外の場合は仕様変更とみなす。以上のルールを予め発注者に了承いただく。

短納期発注に関して

週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入などの短納期発注は受けられない旨、予め発注者に了承いただく。

仕様変更時のスケジュール再調整

仕様変更や予期せぬ事情が発生した際は、速やかにスケジュールの再調整・再提示を行う。

2. 制作作業における全スタッフの稼働上限

① 撮影時の稼働上限時間の原則

- ・準備・撤収、休憩・食事を含む1日の作業・撮影時間は、原則として12時間以内とする。
- ・12時間を超える作業があった場合、翌日の稼働開始までに10時間以上のインターバルを設ける。

② プリプロ（制作準備）・ポストプロ（編集）時の稼働上限時間の原則

- ・準備・撤収、休憩・食事を含む1日の作業時間は、原則として10時間以内とする。
- ・10時間を超える作業があった場合、翌日の稼働まで10時間以上のインターバルを設ける。

③ 深夜早朝の業務連絡等の禁止

- ・制作準備、撮影、編集の作業期間中、原則深夜 22 時～5 時の業務連絡を禁止とする。

撮影翌日の配慮

原則として撮影翌日は調整日とし、オフライン編集などの仕込み作業も禁止とする。

休日労働の制限と割増賃金

原則として平日の稼働とし、休日や祝日（特に、元旦、こどもの日、勤労感謝の日）の稼働は行わない。やむを得ない場合は、プロダクション人件費に対する割増賃金が発生する旨、予め発注者に了承いただく。

3 休憩・食事時間等

- ・いかなる作業・撮影においても、3 時間ごとに最低 15 分の休憩を確保する。
- ・6 時間を超えて稼働する場合は途中で最低 45 分以上、8 時間を超えて稼働する場合は 1 時間以上の休憩を確保する。
- ・食事はケータリングを推奨し、着席して食事を取れるよう配慮する。